

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の335（現行100分の330）に改正するものである。

第 2 施行期日

この条例は、公布の日（一部平成31年4月1日）から施行するものとする。



議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
田中 祐治  
大久保孝栄  
津村 衛  
藤田 宜三  
中嶋 年規  
村林 聡  
今井 智広  
三谷 哲央  
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
第九条 (略)	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)	3 (略)

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、平成三十年十二月の期末手当から適用する。
- (期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、平成 31 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 29 日までの間、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額をそれぞれ 10% 減額するものである。

第 2 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとする。



議提議案第二号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
田中 祐治  
大久保孝栄  
津村 衛  
藤田 宜三  
中嶋 年規  
村林 聡  
今井 智広  
三谷 哲央  
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>159 (略)</p> <p>10 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。</p>	<p>159 (略)</p>

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。





## 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案 について

### 第 1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、平成 31 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 29 日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1 人当たり 15 万円から 5 万円に減額するものである。

### 第 2 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとする。



議提議案第三号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
田中 祐治  
大久保孝栄  
津村 衛  
藤田 宜三  
中嶋 年規  
村林 聡  
今井 智広  
三谷 哲央  
水谷 隆

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
158 (略)	158 (略)	158 (略)
9	平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、五万千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。	

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



## 平成31年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区 分	件 名	概 要																				
◎予算 (17件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17 件</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 20px;">議案 19件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>議 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	17 件	議案 19件	条 例	- 件	そ の 他	2 件	議 案	- 件	認 定	- 件	報 告	- 件		提 出	- 件		計	19 件	
		予 算	17 件	議案 19件																		
条 例	- 件																					
そ の 他	2 件																					
議 案	- 件																					
認 定	- 件																					
報 告	- 件																					
提 出	- 件																					
計	19 件																					
		【1】 平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号) (補正額 約▲24億円)  【2】 平成30年度三重県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約34億円)  【3】 平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約2億円)  【4】 平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 (第2号) (補正額 約▲2万円)  【5】 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲10百万円)  【6】 平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲30万円)  【7】 平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲1百万円)  【8】 平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲78百万円)  【9】 平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲10万円)																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【10】平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約1億円)</p> <p>【11】平成30年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2百万円)</p> <p>【12】平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号) (補正額 約▲6億円)</p> <p>【13】平成30年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億円)</p> <p>【14】平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲2億円)</p> <p>【15】平成30年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲1億円)</p> <p>【16】平成30年度三重県病院事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲62百万円)</p> <p>【17】平成31年度三重県一般会計補正予算(第1号) (県議会議員の期末手当の改正に伴い必要となる経費や、議会経費の削減のため、議員報酬及び議会における会派に係る政務活動費について所要の措置を講じるための補正予算 補正額 約▲1億円)</p>	
◎その他議案 (2件) 農林水産部	<p>【18】農林水産関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>平成30年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>
県土整備部	<p>【19】土木関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>平成30年度において県が行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>

## 平成31年定例会 2月定例会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 平成31年2月27日（水）  
本会議散会后
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴取順
- (1) 議提議案
- (2) 知事提出議案

所 管 名	議 案	備 考
総務部	○	
防災対策部	○	
戦略企画部	○	
警察本部	○	
病院事業庁	○	
企業庁	○	
医療保健部	○	
子ども・福祉部	○	
環境生活部	○	
地域連携部	○	
農林水産部	○	
雇用経済部	○	
県土整備部	○	
教育委員会	○	
部外	○	

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
議会事務局





## 平成31年定例会2月定例会議 請願（陳情）受理状況一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	4							
継続分	1							
計	5							

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	備考
総務地域連携	請 64	国に対し「消費税増税延期を求める意見書」の提出を求めることについて	津市海岸町 12-10 消費税廃止三重県各界連絡会 会長 山口 謙治 ほか2名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	
戦略企画雇用経済	請 65	全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書の提出について	名張市桔梗が丘 5番町 8-74-9 沖縄の米軍基地負担を考える三重県民会議 名嘉眞 正	山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 吉川 新 藤田 宜三	

資料6

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	備 考
環境生 活農林 水産	請 66	選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度の法制化を 求める意見書の提出を要望することについて	津市川方町 486-3 姫宮 萌菜梨 ほか 21 名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 山内 道明 吉川 新 長田 隆尚	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	備 考
医療保 健子ど も福祉 病院	請 67	「放課後児童クラブの質の確保を求める 意見書」の提出を求めることについて	津市下弁財町津興 1350 育生地区 学童保育くるみ会内 三重県学童保育連絡協議会 会長 藤田 智成	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 大久保孝栄 吉川 新 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚 西場 信行	

(継続分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	備 考
環境生 活農林 水産	請 48	主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	

(陳情)

受付番号	件名	提出者	備考
1	介護保険制度の適切な運用に資する県の措置の実施等について	[REDACTED]	



## 2月22日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

---

戦略企画雇用経済分科会、防災県土整備企業分科会、教育警察分科会  
総務地域連携分科会、環境生活農林水産分科会、医療保健子ども福祉病院分科会  
予算決算常任委員会理事会  
予算決算常任委員会  
議会運営委員会